

新潟市区自治協議会条例の一部改正について

資料 1 - 1
平成 30 年 10 月 19 日会長会議
市民協働課

1 改正の概要

(1) 改正理由

- 区自治協議会（自治協）は、平成 29 年 4 月に設置から 10 年の節目を迎え、提案事業の実施など自治協の役割が多様化しており、委員間で認識が異なるなど課題が生じてきたため、平成 29 年度に「新潟市区自治協議会のあり方検討委員会」を設置し、検討を行った。
- 検討委員会での自治協の「柔軟な運用ができない」や「区の独自性・地域性を反映できない」などの意見も踏まえ、本市独自の協議会として「これまで以上に、組織のあり方を区の実情に合ったものにする」との方向性に基づき、制度改正を行う。

(2) 改正のポイント

- 委員の住所要件を緩和する。
- 委員構成を再整理し明確化するとともに、再任回数の制限に関する規定を無くす。
- 自治協の役割を、現在の実情に合った形に明確化する。
- 地方自治法（第 252 条の 20 第 7 項）に縛られない本市独自の協議会とする。

2 改正の内容

(1) 委員の住所要件・構成・任期について

改正趣旨	改正前	改正後
住所要件を緩和することで、適切な委員委嘱ができるようとする。	区内に住所を有する者とする。	区長が特に認める場合は、市内に住所を有する者とする*。
必要最低限の委員構成を明確化し、議論の活性化を図りやすくする。	委員は、①コミ協、②公共的団体等、③その他（有識者・公募等）のいずれかに該当するものとする。 コミ協連合組織の代表者も委員として認める。	委員は、①コミ協等、②公共的団体等、③その他（有識者・公募等）のいずれかに該当するものとする。
コミ協・公共的団体等の実質的な代表者からの団体を背負った発言が行われやすくなるようとする。	コミ協委員は再任 2 回まで、それ以外の委員は再任 1 回までとする。	再任回数の制限に関する規定を無くす**。

*公募委員については、「区自治協議会運営指針」により、区内に住所を有する者に限ることとする。また再任回数は 1 回までとする。

(2) 役割について

改正趣旨	改正前	改正後
協働の要から派生した地域代表・実施主体としての役割を明確化し、役割の理解向上を図る。	自治協は、区民等と市との協働の要として、多様な意見を調整し取りまとめを行うとともに、地域課題の解決や、情報の共有に努めるものとする。	自治協は、区民等と市との協働の要として、多様な意見を調整し取りまとめを行うとともに、地域課題の解決や、情報の共有に努めるものとする。
諮問・建議事項を区の地域課題に関することとし、議論の活性化を図る。	諮問・建議事項は、①区役所が所掌する事務、②市が処理する区の区域に係る事務、③市の事務処理に当たっての区民等との連携強化に関する事務とする。	諮問・建議事項は、区の地域課題に関することとする。
必須意見聴取対象とする施設を、特に審議が必要な施設に絞ることで、議論の活性化を図る。 区民への影響が大きいものの、公の施設には該当しない区役所庁舎等についても意見聴取できるようにする。	必須意見聴取事項は、区役所が所管する公の施設の設置・廃止・管理に関する事項とする。	必須意見聴取事項は、区役所が所管する区民への影響が大きい施設のうち、市長が別に定めるものの設置・廃止・管理に関する事項とする。

(3) 位置づけについて

改正趣旨	改正前	改正後
委員要件や諮問・建議事項を柔軟に決められるようにする。	地方自治法第 252 条の 20 第 7 項の規定に基づく区地域協議会とする。	地方自治法に縛られない本市独自の協議会とする。

3 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

ただし、準備行為に関しては、公布の日から